

農地法第3条の許可申請提出書類一覧表

提出書類		提出部数	備考
1	3条許可申請書	3	申請人の数+1部 ※譲受人や譲渡人が複数人の場合、必要な部数が増えます
2	許可申請書(別添)	1	様式第2号の1-②等 ※1/2～2/2頁(両面へ記載)
3	申請農地の登記簿謄本	1	法務局(原本)
4	土地の公図	1	法務局(原本)
5	譲受人の住民票謄本(世帯全員)	1	市町村役場
6	契約書の写し	1	写し(コピー)を提出
7	営農計画書(譲受人)	1	村農業委員会
8	耕作証明書(譲受人)	1	住所地の農業委員会 (必要に応じて提出)
9	位置図(住宅地図等)	1	申請地をマーカーで色づけすること
10	農地の一部申請の場合は求積図	1	
11	印鑑証明	各1	各譲渡人・譲受人(原本)
12	その他必要と思われる書類	1	

※ 申請人の数は譲受人と譲渡人の合計です。

【注意事項】

- ① 登記簿謄本、土地の公図、住民票謄本、~~印鑑証明~~などの証明書類は発行から3か月以内のものとする。
- ② 一筆の土地の一部を申請する場合は、分筆登記を先に済ませて下さい。(やむを得ない場合は、その農地の確定に必要な地積測量図を添付してください。)
- ③ 譲渡人の現在の表示(住所、氏名等)と、登記簿上の表示が符号しない場合は、変更・更正を証明する書類を添付してください。
(住民票・戸籍の附表・戸籍抄本等)
- ④ 譲受人・譲渡人が複数いる場合は事前に農業委員会に相談して下さい。
(別紙様式にご記入の上、申請書にのりづけし、割り印を押して提出)
- ⑤ 申請人が法人の場合は、定款又は寄付行為、法人登記簿謄本(原本)を添付して下さい。
- ⑥ 提出書類は上記の1～12番の順に揃えて提出して下さい。
- ⑦ 申請後は、現地調査のため、申請箇所がわかるよう現地に看板等の目印を設置して下さい。

※ 許可申請書の受付期間は、毎月5日から10日までです。(5日、10日が休日等の場合翌開庁日)